

新規

平成29年度HACCP対応のための施設改修等支援事業 に係る公募要領

1 総則

平成29年度HACCP対応のための施設改修等支援事業（以下「本事業」という。）に係る課題提案の実施については、この要領に定めるものとします。

2 公募対象補助事業

本事業の内容は以下のとおりとします。

(1) 事業目的

水産物の輸出に当たっては、水産加工・流通施設が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、輸出促進に向けて、世界に通用するHACCP基準を満たす施設を増加させることが急務です。

また、TPPや日EU・EPAを契機として、高品質な我が国水産物の一層の輸出拡大を推進することが重要です。

このため、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者に対し、水産物輸出に必要なHACCP基準に対応する水産加工・流通施設の改修等を支援します。

(2) 事業内容

輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準を満たすための施設の改修等に要する経費を助成します。

3 応募者の要件

本事業への応募は、民間団体等（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、事業協同組合、水産物卸売業者、水産加工業を営む者）とし、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有し、本事業を実施することにより、対EU又は対米HACCP認定取得が見込まれる者であること。

- (2) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- (3) 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- (4) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利益に供することを認めること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 本事業により改修等を行う水産加工・流通施設を自ら所有する者であること。

4 補助対象経費の範囲

- (1) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準を満たすための施設の改修に係る工事費、実施設計費及び工事雑費又はHACCP基準を満たす施設の新設に係る工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、同基準を満たすために要する掛かり増し分とします。なお、補助の対象となる施設には、EUに輸出するために必要となる冷凍保管倉庫等を含みます。

提案に当たっては、本事業を実施するために必要な経費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、課題提案書等に記載された内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額と一致するとは限りません。

また、提案額については、千円単位で計上してください。

- (2) 補助の対象となる経費の詳細は、別紙1のとおりです。

なお、補助事業を実施するために必要な経費が別紙1に掲げる費目に該当するか判断が難しいものは、10の(2)の問い合わせ先にお問い合わせください。

5 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象にはなりません。

- (1) 建物等施設の新設のうち、H A C C P基準を満たすために要する掛かり増し分以外の経費、不動産取得に関する経費
- (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (3) 補助金の交付決定前に支出される経費
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (5) その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費と証明できない経費

6 補助金の額、補助率

補助金の額は、159,973千円以内とし、その範囲内で、事業の実施に必要な補助対象経費の1/2以内を補助します（ただし、1提案あたりの補助金の額の上限を150百万円、下限を5百万円とします。）。

また、提案のあった金額については、事業の提案内容や補助対象経費等の精査により減額する場合がありますので御留意ください。

7 事業実施期間

交付決定日から平成31年3月31日までとします。

8 補助金の支払方法

補助金の支払方法は精算払とします。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに規定する協議が調い、かつ、補助事業者からの請求により、必要があると認められる金額については概算払とすることができます。

9 提出書類（課題提案書等）の作成等

- (1) 平成29年度HACCP対応のための施設改修等支援事業に係る課題提案書（別紙様式1）
- (2) 平成29年度HACCP対応のための施設改修等支援事業に係る課題提案書別添（別紙様式2）
- (3) 平成29年度HACCP対応のための施設改修等支援事業の実施に当たってのチェックシート（別紙様式3）
- (4) 提出者の概要（団体概要等）がわかる資料
定款、直近3か年間の業務報告書、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等
- (5) 品質・衛生管理専門家などによる改修内容等HACCP認定の取得に関する指導内容及びその対応状況等が分かる資料等
- (6) 審査に必要がある場合、別途追加で書類を提出していただくことがあります。

10 課題提案書等の提出期限、提出場所及び問い合わせ先等

- (1) 提出期限：平成30年9月10日（月）午後6時15分必着
- (2) 事業内容、課題提案書等の作成・提出に関する問い合わせ先及び提出場所
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁漁政部加工流通課 指導班
（農林水産省本館8階 ドアNo.本876）
担当者：三上（みかみ）、井莉（いがり）、難波（なんば）、及田（おいた）
TEL：03-3502-8111（内線6618）
問い合わせは、（月）～（金）（祝日を除く。）で、午前9時30分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）までとします。
- (3) 提出書類及び部数
ア 平成29年度HACCP対応のための施設改修等支援事業に係る課題提案書（別紙様式1）・・・1部
イ 平成29年度HACCP対応のための施設改修等支援事業に係る課題提案書別添（別紙様式2）・・・6部
ウ 平成29年度HACCP対応のための施設改修等支援事業の実施に当たってのチェックシート（別紙様式3）・・・6部
エ 提出者の概要（団体概要等）がわかる資料・・・6部

- オ 品質・衛生管理専門家などによる改修内容等HACCP認定の取得
に関する指導内容及びその対応状況等が分かる資料等 . . . 6部
- (4) 提出に当たっての注意事項
- ア 課題提案書等に使用する言語は日本語とし、提案額については千円
単位とします。
- イ 提出書類に虚偽の記載又は不備等がある場合は、審査対象とはなり
ませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成してください。
- ウ 応募者の要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効としま
す。
- エ 課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、課題提案者の負担とし
ます。
- オ 課題提案書等の書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク
便を含む。）とし、やむを得ない場合に限り提出場所への持参も可と
しますが、ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません。
- カ 課題提案書等を郵送等する際には、簡易書留、配達記録等を利用し、
配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限
前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するように
してください。
- キ 提出期限までに到着しなかった提出書類は、いかなる理由があろう
と無効となります。
- ク 提出後の課題提案書等については、資料の追加や差替えは不可とし、
採用、不採用にかかわらず返却はしませんので、御了承願います。この
ため、なるべく事前に水産庁漁政部加工流通課へ御相談ください。
- ケ 課題提案書等の提出に当たっては、一つの封筒を利用し、封筒の表
に、「平成29年度HACCP対応のための施設改修等支援事業課題
提案書在中」と朱書きをしてください。
- コ 提出された課題提案書等については、機密保持には十分配慮するも
のとし、審査等以外には無断で使用いたしません。

1.1 課題提案会の開催

- (1) 課題提案書の提出状況によっては課題提案会を開催する場合があります。開催する場合には、有効な書類を提出した者に対して公募の期間終了後速やかに開催場所、説明時間、出席人数の制限等を連絡します。

※課題提案会を開催しない場合には連絡しません。

- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、課題提案書等の説明を行うものとします。

なお、課題提案会に係る費用は、課題提案者の負担とします。

1.2 補助金交付候補者の選定等

(1) 審査方法

選定審査委員会において、審査基準に基づき提出された課題提案書等が審査され、課題提案者の中から、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

(2) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

ア 事業内容及び実施方法

1) 事業の目的、趣旨との整合性

- ・本要領の事業目的との整合性があるか

2) 事業内容の妥当性

- ・本要領の事業内容に対して妥当なものとなっているか

3) 実施方法の妥当性

- ・事業の実施方法が妥当なものとなっているか
- ・実施方法は事業実施に係る関係者との十分な連携の下に提案されているか

イ 事業の効果

1) 事業評価手法の具体性

事業効果の評価手法が具体的となっているか

（水産加工・流通施設の改修等による新たなHACCP認定の取得や輸出拡大の目標を評価基準として設定しているか、目標に対する実績の対比と、その要因分析が行われているか、誰が評価し、評価結果を次年度以降にどう結びつけるか）

2) 事業遂行の効率性

- ・効率的な事業運営となっているか

（人員の配置、支出経費の重複等の無駄がなく、効率的な事業運営となっているか）

ウ 事業実施主体の適格性

1) 実施体制の適格性

- ・事業実施体制は適切か（責任者が特定されているか、役割分担は適切か）

・事業遂行に当たり課題提案者に財務上の問題はないか

2) 知見、専門性等の有無

・水産物の品質・衛生管理及び輸出に関して専門的知見を有しているか

3) 施設のHACCP認定に向けた十分な調査・検討

・品質・衛生管理専門家を活用するなどして、施設のHACCP認定の取得に向けた調査・検討を十分に行っているか。

4) 経理処理能力の適格性

・経理事務及び業務の処理能力があるか（経理担当者の人数、経験年数、他の補助事業の経験の有無、公認会計士・税理士等第三者のチェックがあるか）

・経理処理体制が整っているか（責任者が特定されているか、内部けん制がとれているか）

5) 交付決定取消の原因となる行為の有無

課題提案書等の提出から過去3年以内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業者等については、当該取消の原因となる行為を行っていないか

エ その他

事業費あたりの費用・便益分析（別紙2に基づき算出）の結果は妥当なものとなっているか

なお、課題提案が以下に該当する場合には、審査において考慮しません。

1) 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ）に基づく重点品目を輸出する事業。ただし、漁船漁業による漁獲物を原料とする場合には、次の(ア)又は(イ)の事業

(ア) 「水産物輸出促進緊急基盤整備事業実施要領」（平成28年1月20日付け27水港第2637号水産庁長官通知）第2の1に規定する大規模流通・輸出拠点漁港（以下「大規模流通・輸出拠点漁港」という。）及び当該拠点漁港と同等の水揚げを有する漁港又は港湾から原料を調達し輸出する事業

(イ) 大規模流通・輸出拠点漁港において一体的に整備される水産物流通センターを活用して輸出する事業

- 2) 対EU・HACCP認定取得により水産物の輸出拡大を目指す事業
- (3) 審査結果の通知
- 選定審査委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付候補者として選定した者に対してはその旨を、それ以外の課題提案者に対しては候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。
- 本通知は、補助金交付の候補となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されます。
- なお、課題提案書等の内容については、審査での選考を受けて修正させていただくことがあります。
- また、補助金交付候補者の名称又は氏名については、農林水産省のホームページ等で公表します。

1.3 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた補助事業者（以下「事業実施主体」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 事業の推進
- 事業実施主体は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。
- (2) 補助金の経理管理
- 事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、適正化法、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等に基づき、適正に執行する必要があります。
- また、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。
- (3) フォローアップ
- 本事業実施期間中、水産庁関係課担当によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行います。
- 事業実施主体は、本事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告をしなければなりません。
- (4) 執行状況調査
- 本事業実施期間中、事業の進捗状況、成果等に関する調査が実施され

ます。

事業実施主体から提出される報告書及び必要に応じて行われるヒアリングに基づき、当該事業が申請内容、補助金の交付決定の内容及び条件に従って確実に実施されているかどうかの調査を行います。

したがって、調査の結果によっては、本事業実施期間中であっても、事業計画の変更を求める、又は補助金の交付を中止することがあります。

(5) 取得財産等の管理

この本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、本事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。

イ 処分制限期間においては、取得財産等のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、補助金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

(6) 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等（以下「知的財産権」という。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属します。

また、本事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、以下の条件を守っていただきます。

ア 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合、又は実施権を設定した場合には、その都度遅滞なく、国に報告しなければなりません。

イ 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、無償で、当該権利を国に許諾しなければなりません。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該

知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、当該権利を第三者に許諾しなければなりません。

エ 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に水産庁と協議して承諾を得なければなりません。

(7) 収益状況の報告及び収益納付

本事業実施期間中及び本事業終了後5年間は、収益の有無にかかわらず、毎年度、事業成果の実用化等に伴う収益の状況を報告しなければなりません。

また、本事業終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡、実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付していただくことがあります。

(8) 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。また、水産庁は、報告を受けた内容に基づき、施設の改修の内容、当該施設の利用状況及び輸出の状況等について無償で活用できるほか、あらかじめ事業実施主体にお知らせをした上でホームページにて公表できるものとする。

また、利用の状況や輸出の状況によって、改善計画の策定等の指導を行う場合があります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が水産庁の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については水産庁に提出しなければなりません。

(9) その他

その他、国の定めるところにより義務が課されることがあります。

また、本事業を複数年の事業として計画した場合であっても、次年度以降の事業について補助金交付候補者と特定されたものではありません。

ので御留意ください。

1.4 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり、利益等排除の方法を定めることとします。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関係会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明し、その根拠となる資料の提出も求めます。

1 5 その他留意事項

- (1) 補助金交付候補者として選定された者であっても、国からの補助金交付決定の通知以前に実施した事業は、補助対象とはなりません。
- (2) 本事業完了後の補助金の実績報告の際に、必要に応じ国の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。
- (3) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備・保管する必要があります。
- (4) 取得財産等がある場合は、(3)の帳簿等は、(3)の規定にかかわらず取得財産等の処分制限期間中は整備・保管しなければなりません。
- (5) 事業計画の策定に当たっては、品質・衛生管理専門家の活用が施設認定を取得するために効果的であり、品質・衛生管理専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行うことが必要です。このため、専門家の活用、指導内容及びその対応状況等が分かる書面を提出すること等により、十分な調査・検討を行ったことを説明していただく必要があります。

別紙 1

事業の補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

事業費	{	工 事 費 対象施設の改修等に必要	建設工事費や当該施設に附帯す
		消費税等相当額	る機器の購入に必要な経費及び別表 1 に掲げる共通仮設費等
	{	実 施 設 計 費 対象施設の改修等の設計に必要な調査費及び設計費	
		消費税等相当額	
{	工 事 雑 費 対象施設の改修等の施行に伴い、直接必要とする別表		
	消費税等相当額	2 に掲げる経費（工事費の 4. 5 % を限度とする）	

別表 1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、あとかたづけ、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表 2 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（補助金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料、雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

費用・便益分析要領

1 費用・便益分析基準

費用・便益分析においては、事業を実施した場合に生ずる便益（受益対象が享受できる効果を貨幣換算したもの。以下同じ。）を事業実施に要する費用と比較することとし、費用便益比率（ B/C ）を用いることとする。

2 総費用及び総便益の計算の方法

総費用は当該事業に投入される費用の総額とし、総便益は、各々の分析対象期間の各年度に発生する便益の合計とする。各年度の便益の算出方法は、改修等しようとする施設の耐用年数（ n ）にわたり、社会的割引率（ R ）を用いて基準年に現在価値化したものを用いることとする。

総費用及び総便益の計算式

$$\text{総費用 (C)} = \sum (C_n \times R_n)$$

$$\text{総便益 (B)} = \sum (B_n \times R_n)$$

C_n : 基準年から n 年後に要する年間の費用

B_n : 基準年から n 年後に発生する年間の便益

R_n : 基準年から n 年後の社会的割引率を考慮した係数

3 費用便益比率の計算式

一般に公共事業の場合、完成した施設の維持管理費はその施設の事業費とともに費用として計上されるが、非公共事業であるHACCP対応のための施設改修等支援事業においては、維持管理費を費用に加算するのではなく便益から控除することとする。

これは、公共事業により完成した施設は、人工公物として多くの国民に利用され、その維持管理のための費用は事業費と同様公的な負担として扱われることが多いのに対し、HACCP対応のための施設改修等支援事業のような非公共事業では、利用者が限定され、その利用者がその維持管理のための費用を毎年負担している場合が多いためである。

以上のことから、HACCP対応のための施設改修等支援事業の費用便益比率は、次のような計算式で算出する。

$$\begin{aligned}
\text{費用便益比率} &= \text{総便益 (B)} / \text{総費用 (C)} \\
&= \Sigma (B_n \times R_n) / C \\
&\quad \begin{array}{cccc}
(1\text{年目}) & (2\text{年目}) & & (n\text{年目}) \\
\frac{B_1}{1+R} & + \frac{B_2}{(1+R)^2} & + \dots + & \frac{B_n}{(1+R)^n}
\end{array} \\
&= \frac{\hspace{10em}}{C} \\
&\doteq \left[\frac{B'}{R(1+R)^n} \right] / C \\
&\quad \frac{(1+R)^n - 1}{\hspace{10em}}
\end{aligned}$$

C : 総費用
B' : 総便益
R : 社会的割引率 (4%)
n : 耐用年数 (総合耐用年数)

4 係数等の考え方

(1) 社会的割引率の設定

社会的割引率は、0.04 (4%) とする。また、現在価値化の基準年は、原則として費用・便益分析を行う年とする。

※ 割引の考え方

割引する理由は、例えば現在の100円の価値と1年後の100円の価値とは同じではないという経済学的な理由による。つまり、1年後の100円は、例えば銀行で年利4%で運用した場合、現時点での約96円 (1+0.04で割引) の価値と同値である。このように、年々割り引いた価値となる。

(2) 分析対象期間の設定

分析の対象期間は、施設の耐用年数の期間とする。

なお、耐用年数の異なる施設により構成される施設については、総合耐用年数 (事業費により加重平均したもの) を用いる。

$$\text{総合耐用年数} = \frac{\Sigma C_i}{\Sigma (C_i / n_i)}$$

C_i : 施設 (i) の改修等に要する事業費 (円)
n_i : 施設 (i) の耐用年数 (年)

5 便益の算出方法

(1) 具体的な計算方法

改修等される施設の効果のうち、貨幣化が考えられる主な効果についての便益の計算の考え方を以下に示す。これら以外の効果についても客観的かつ数値化できる根拠があれば便益を算定することとする。

① 流通・加工の改善に伴う付加価値向上効果

HACCP等を取り入れることによる対外的な評価の向上などによる価格の上

昇及び仕向先の拡大による大量水揚げ時の価格の下支えなどを、その効果が生じうる水産物の数量に乗じて生産額の増加分を計算し、経費の増加分を差し引いて便益とする。

② 地域振興効果

ア 関連産業波及効果

改修等した施設に関連して、その施設を直接的に利用・運営する者が行う事業以外の地域内流通業や加工業などに与える経済的な効果を便益とする。

イ 労働創出効果

施設の改修等を行うことにより、雇用の創出につながり労働者の所得の増大が図られる場合、その所得の増加分を便益とする。

③ 維持管理費の計上

改修等しようとする施設の維持管理費の一部（又は全部）が受益者の利用料で賄われており、既に便益から差し引かれている場合は、便益を重複して差し引くことを防ぐため、当該利用料は維持管理費から差し引くこと。

また、減価償却費については、維持管理経費に含まないこととする。

(2) 便益計算に用いる数値について

便益の算出において、原則として、漁獲量や魚価等の基準年における数値は直近の過去5年間の平均値を用い、雇用労賃等は直近の年の値を用いることとする。ただし、明らかな傾向が見られる場合やその他の値を用いる客観的な理由がある場合はこの限りではない。

なお、論理的には期待できてもその便益が相対的にわずかであると考えられる効果については、必ずしも便益として算出する必要はない。

6 総費用の算出方法

総費用は、消費税を含めた事業費とする。

7 施設別の便益計算方法の具体例

H A C C P対応施設の改修等により、対外的な評価の向上に伴う価格の向上効果が期待される。平均魚価上昇分（加重平均）に平均年間取扱量に乗じたものを加算し、年間の平均便益を計算する。

（平均魚価上昇額×平均年間取扱量）